

10か月児健康診査の実施について

1 事業概要

本年7月より、本市に住民登録されている生後10か月から1歳未満の乳児を対象として、市内小児科協力医療機関で個別に健康診査を実施。乳児の成長発達を確認する機会を拡充することで、疾病の早期発見並びに健康の保持増進に寄与するとともに、医療機関との連携強化を図ることにより切れ目のない支援の充実を目指す

2 対象者

本市に住民登録をされている、生後10か月から1歳未満の乳児（本年度は、令和2年9月2日生まれ以降の方を対象）

3 委託先及び期間

旭川市医師会に通年で健診業務を委託（市内小児科協力医療機関21か所）

4 健診費用

全額、本市が負担し、受診者の費用負担はない。

5 内容

- ・個別通知：案内文，健康診査票，実施医療機関一覧，離乳食教室ちらし，歯科保健ちらし，オンライン相談等の相談先一覧
- ・健診内容：身体計測（体重，身長，頭囲，胸囲），小児科診察

6 健診後の支援

医療機関から返送された健診結果と併せて、妊娠届出時の面談状況，妊産婦健診，赤ちゃん訪問指導，4か月児健康診査の情報等を総合的に判断し，家庭訪問や電話等の支援を行う。

7 未受診者への対応

家庭訪問等による状況確認及び1歳6か月児健康診査の受診を勧奨。

8 新型コロナウイルス感染拡大時の対応

各医療機関の状況に合わせ，通常の診療等と同様の対応をしていただく。